

指定野菜価格安定対策事業

野菜の生産と供給の安定化を目指した国の制度です。

野菜の販売価格が一定基準を下回った場合に、国・県・生産者があらかじめ造成した資金から補給金を生産者に交付します。

対象品目

「だいこん・にんじん・トマト」など指定野菜14品目が対象です
(※対象となる出荷期間があります。)

以下の基準を満たしているものが対象です。

- JAまたは一定規模を有する法人・団体が独立行政法人農畜産業振興機構の登録を受けており販売金額を共同計算している
- 生産者の委託を受けて販売している規格品である
- 対象とする市場に出荷している

◆収入保険との同時利用(令和3年1月以降)
・初めて収入保険に加入する場合、1年間に限り同時利用できます。
(収入保険の補てん金は、野菜価格安定制度の補給金を控除して計算)



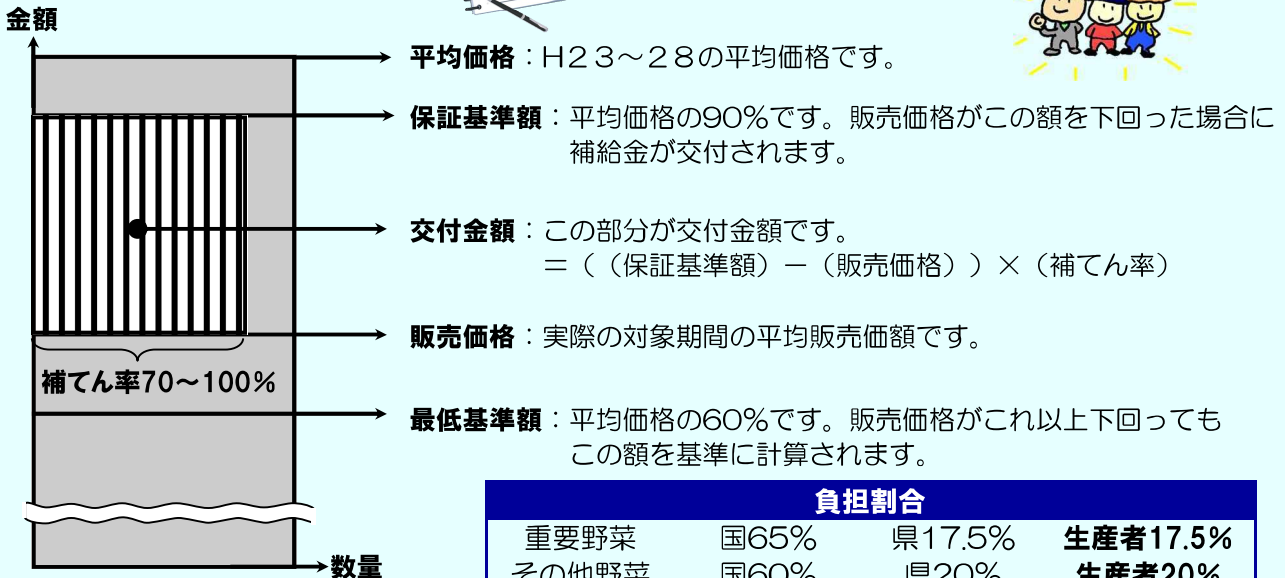
対象産地

国が指定する指定産地が対象です。指定産地の要件は下表のとおりです。

区分	下限面積	共同出荷割合	(特例 ※全国又は青森県の概ねの出荷単収以上)
葉茎根菜類 一般	20(16)ha		ねぎ以外 50ha以上
		2/3超	ねぎ 25ha以上 1/2超
果菜類 夏秋	12(10)ha		夏秋30ha以上
冬春	8(6)ha		冬春20ha以上

※()内の数値は、複数の品目で指定産地となる複合地区の場合です。

資金造成と交付の内容



負担割合			
重要野菜	国65%	県17.5%	生産者17.5%
その他野菜	国60%	県20%	生産者20%

※重要野菜：夏秋キャベツ、秋冬だいこん

【資金造成の例：夏秋トマト(7月～9月出荷)関東1t加入の場合】

最高補てん金額分を資金造成します。販売価格が最低基準額を下回った場合は、この金額が交付金額となります。

(保証基準額328.50円－最低基準額218.87円) × 90% × 1,000kg ÷ 98,000円

※生産者負担金額は、98,000円 × 負担割合20% ÷ 20,000円です。

【注意】この事業では、産地区分・需給調整・一部交付措置・特別交付金など多くの制度が関係していますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

【事業のお問合せ先】

公益社団法人青森県青果物価格安定基金協会

017-729-8696

青森県農林水産部農産園芸課野菜・花き振興グループ

017-722-1111 (代表)



決め手は、青森県産。